

建設現場における 働き方改革への取り組み

品確法に基づく建設生産システム

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正（H26.06）

公共工事の品質確保の促進

担い手の中長期的な育成・確保の実現

縫合評価落札方式

- ◆ 工事成績での加点
- ◆ 表彰での加点

契約相手を選定

**予定価格の
適正な設定**

工事（建設現場）

企業

技術者（技能者）

工事成績評定

生産性の向上

- ◆ ICT技術の全面的な活用
→ ICT土工
- ◆ 規格の標準化（Co工）
→ プレキャスト化
- ◆ **施工時期の平準化**
→ 債務負担行為、繰越等

現場環境の改善

- ◆ 快適トイレ
→ 設置を基本
- ◆ 週休2日の促進
→ モデル工事の試行
- ◆ 安全衛生
→ 安全な現場

- ◆ 資格取得
→ 技術研鑽
- ◆ 若手・女性技術者活躍の場の拡大
→ 担当技術者の育成

国民

良質なインフラ

適正な利潤
(適切な設計変更)

給料(保険)・休暇

建設事業をとりまく課題と対策(働き方改革)

◎課題(背景)

- ◆ 建設業者数、建設就業者数の減少
- ◆ 従事者は60代が多く10年後には大半が引退
- ◆ 若年入職者の不足
- ◆ 全産業平均より年間300時間以上の長時間労働
- ◆ 他産業では一般的な週休2日も未確保
- ◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化
- ◆ 社会資本の老朽化(維持管理の必要性)

◎対策

生産性の向上

- ◆ ICT技術の全面的な活用
- ◆ 規格の標準化(Co工)
- ◆ 施工時期の平準化

現場環境の改善

- ◆ 快適トイレ
- ◆ **週休2日の促進(適切な工期設定)**
- ◆ 安全衛生(安全な現場)

適正利潤の確保

- ◆ 適切な設計変更
- ◆ 予定価格の適正な設定
- ◆ 技術と経営に優れた業者の評価・選別

担い手の確保(労働力不足の解消)

- ◆ 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図り、災害対応、インフラ整備・メンテナンス等の役割を果たし続けるためにも**建設業の働き方改革を強化**していくことが必要。

建設現場における週休2日の取り組み

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用



- ◆ 罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

【参考】働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)抜粋

(現行の適用除外等取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

建設業については、**適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠**であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

①適切な工期設定

- ・準備・後片付け期間の見直し
- ・工期設定支援システムの導入
- ・余裕期間制度の活用
- ・工事工程の受発注者間での共有

②週休2日モデル工事の普及

- ・週休2日の実施に伴う経費を計上
- ・工事成績による加点

週休2日の取り組み内容一覧(発注機関別)

赤色:特筆事項

	整備局 (H30.5)	新潟県 (H31.1)	富山県 (H31.4)	石川県 (H30.10)	新潟市 (H31.4)
週休2日の考え方	週休2日を目標に4週8休以上	原則、 毎週2日の休日	原則、 毎週2日の休日	原則、土日を休日	原則、 毎週2日の休日
緩和措置	工事着手から現場完了日までの対象期間での現場閉所日数が対象	ただしやむを得ず確保できない場合は振替休日により4週6休相当以上とする	振替休日は、当該日を含む週及びその前後の週に限定	振替休日も可能	ただしやむを得ず確保できない場合は振替休日により4週6休相当以上とする
発注方式	・発注者指定方式 ・受注者希望方式	・受注者希望方式	・発注者指定方式 ・受注者希望方式	・発注者指定方式 ・施工者希望方式 ・その他	・受注者希望方式
対象工事	原則全ての工事 ※供用時期、施工時間、施工法に特別な制約があるものは除く	当初設計額が100万以上の土木工事 ※発注者が適さないと判断したものは除く	【発注者指定方式】 予定価格200万以上 ※現場条件に支障が無いこと、災害復旧工事でないこと 【受注者希望方式】 試行対象外でも受注者が現場着工前に希望した場合は試行対象とすることができる	【発注者指定方式】 当初設計額が600万以上及び発注者が指定した工事 【施工者希望方式】 発注者が指定した工事で契約後受注者からの提案・協議を経てモデル工事に変更する工事 【その他】 上記として発注していない工事において受注者から希望があり協議が整った場合、施工者希望方式と同様の取り扱いができる	当初設計額が100万以上の土木工事 ※発注者が適さないと判断したものは除く
補正対象	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休
達成確認	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上
成績評価	加点有り ※4週8休以上は加点 ※4週6休、4週7休の場合は加点無し	加点有り ※工事現場、技術者が8日／28日を確保されている場合にそれぞれ加点(4週6休、4週7休の場合は加点無し)	加点有り ※完全週休2日(土日)、週休2日相当の場合で加点が異なる(4週6休の場合は加点無し)	加点有り ※週休2日達成で加点	加点有り ※工事現場、技術者が8日／28日を確保されている場合にそれぞれ加点(4週6休、4週7休の場合は加点無し)

【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み

- ◆ 建設業全体のさらなる週休2日の取り組みを推進するためには、各発注機関の統一的な現場閉所に取り組むことが重要。
- ◆ 2019年ゴールデンウィークは、4/27(土)～5/6(月)の10連休。
- ◆ このような大型連休は滅多にないことから、平成31年2月28日開催の北陸ブロック発注者協議会(幹事会)において、北陸地方整備局から各発注機関が連携した統一的な現場閉所の取り組みを、北陸ブロック発注者協議会の各幹事会委員に提案。

H31.2.28

北陸ブロック 発注者協議会 (幹事会)

北陸地方整備局
が各協議会委員
に、連携した統一的な現場閉所の
取り組みを提案

H31.3.5

北陸ブロック 発注者協議会 幹事会長

2019年GWにお
ける統一的な現
場閉所の取り組
みについて、賛同
出来るか、各幹事
会委員に確認

協議会委員:29機関
うち、賛同21機関

H31.3.28

北陸ブロック発注者協議会 幹事会長

2019年GWにおける統一的な現場
閉所の取り組みについて再度周知

H31.4.5

北陸ブロック発注者協議会 幹事会長

代表市町村以外の50市町村に、2019年
GWにおける統一的な現場閉所の取り組み
について、新潟県・富山県・石川県を通じて
参考にお知らせ

【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み

- ◆ 2019年ゴールデンウィークは、4/27(土)～5/6(月)の10連休。
- ◆ 今後、建設業全体のさらなる週休2日の取り組みを推進するためには、各発注機関の統一的な現場閉所に取り組むことが重要。



北陸地方整備局管内の発注機関による統一的な取り組み

【取り組み内容】

- 建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、発注機関が連携し、GW期間(10連休)の現場閉所を各発注機関から受注者へ提案。
- GW期間全ての現場閉所が困難な場合は、土日やそれ以外の連続した日など一部期間を現場閉所とするよう受発注者間で調整。
- 対象工事は、工期にGWが含まれる全ての工事。

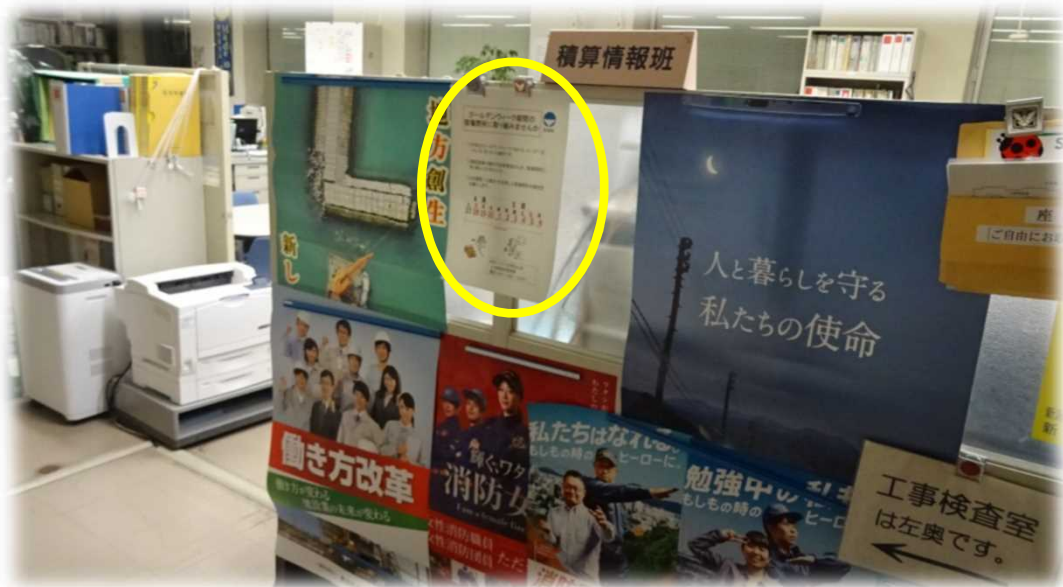
4 月				5 月					
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
	昭和の日	国民の休日	国民の休日	天皇即位の日	国民の休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日

受発注者間で調整

【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み結果(新潟県)

◆ GWの現場閉所に向けた新潟県の取組

1. チラシの配布
受注者への周知を図るため、チラシを監督員から現場代理人に提供
2. チラシの掲載
来庁者への周知を図るため、チラシを庁舎玄関口や執務室出入り口の周辺に掲載



新潟県 チラシ

ゴールデンウィーク期間の現場閉所に取り組みませんか



○今年のゴールデンウィーク(GW)は、4/27(土)～5/6(月)の10連休です。

○建設産業の働き方改革推進のため、現場閉所に取り組んでみませんか。

○GW期間(10連休)を活用した現場閉所の検討をお願いします。

4 月					5 月				
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
<small>金曜日</small>	<small>土曜日</small>	<small>日曜日</small>	<small>月曜日</small>	<small>火曜日</small>	<small>水曜日</small>	<small>木曜日</small>	<small>金曜日</small>	<small>土曜日</small>	<small>日曜日</small>

← 実働は春間で調整 →



本件についての問合せ先
土木部技術管理課
電話:025-280-5392

【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み結果(県・政令市)

◆ 各県の取り組み状況【アンケート結果より】

□新潟県:

- 受注者への周知を図るため、チラシを監督員から現場代理人に提供。
- 来庁者への周知を図るため、チラシを庁舎玄関口や執務室出入り口の周辺に掲載。

□富山県:

- 土木部の各所属で、ポスター掲示とチラシ配布により、GW中の現場閉所を呼びかけた。
- 土木部内の各所属に文書により周知をした。

□石川県:

- 県建設業協会にGW期間中の現場閉所の取り組みの協力要請を文書で通知し、会員への周知を依頼。
- 部長名で、GW期間中の現場閉所の取り組みに関する通知文書を発出し、発注者側へ周知。
- 監督員は、受注者と協議を行い、GW期間の現場閉所予定日を確認し、受注者にGW期間(10連休)の現場閉所の協力を要請。

□新潟市:

- 工事毎に打合せ簿等により受注者へ周知
- 技術管理課長名で工事担当課に文書を発出し、発注者側の周知徹底を図った。また、受注者の現場閉所実施の有無にかかわらず本取り組みに関するアンケート調査を行った。

富山県 ポスター・チラシ

工事現場も働き方改革

今年のゴールデンウィークは

現場閉所

してみませんか

4月				5月					
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
	昭和の日	国民の休日	天皇即位の日	国民の休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	休日	休日

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっています。健康増進やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の若い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていく必要があります。

(出典：国土交通省)

富山県

石川県 通知文書

受発注者間で協議を行い、ゴールデンウィーク期間の現場閉所にご協力頂きたくお願いいたします。

土木部長 → 部内関係各課

土木部長 → 県建設業協会

【2019GW】週休2日推進に向けた取り組み結果(市町村)

◆ 本取り組みについての市町村からの意見等(市町村協議会員)【アンケート結果より】

□柏崎市:

- ・ 協議会からの要請があることにより、取組が円滑に進んだ。

□新発田市:

- ・ 発注済みで工期にGWが含まれる工事について、工事毎に監督員を通じて本取り組みを実施するよう依頼し、請負業者には調整結果を打合せ簿等で提出するように指導した。
- ・ 今年度発注でGW前に契約が見込まれる工事について、特記仕様書に本取り組みを追加した。

□阿賀野市:

- ・ 統一現場閉所を試み、事前に事業担当課から業者へヒアリングを申し入れたところ、当市は中小企業が多く存し、長期の現場閉所は困難であると回答を得たため、統一的な現場閉所を断念しました。

□高岡市:

- ・ 受発注者が集まる建設関連懇談会議で取り組みを紹介し、口頭で周知した。
- ・ 関係部署に取り組みを紹介した。

□黒部市:

- ・ 関連業界が、休みとなったことから今回は、取組はし易かったと思われます。また、年度初めということもあり、工事が最盛期でなかったことも取組は行いやすかったのではと思います。

□金沢市:

- ・ 周知の方法としては、工事毎に監督員から現場代理人に伝えた。

□小松市:

- ・ 市より建設業協会など関係団体へ本趣旨を案内し、業界として趣旨を理解して取り組んでほしいと伝えられている。

「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく具体的な取組内容（工事）

□ 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等29機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針に基づき、下記項目に取り組むこととしている。

: 「全国統一指標」対象取組項目

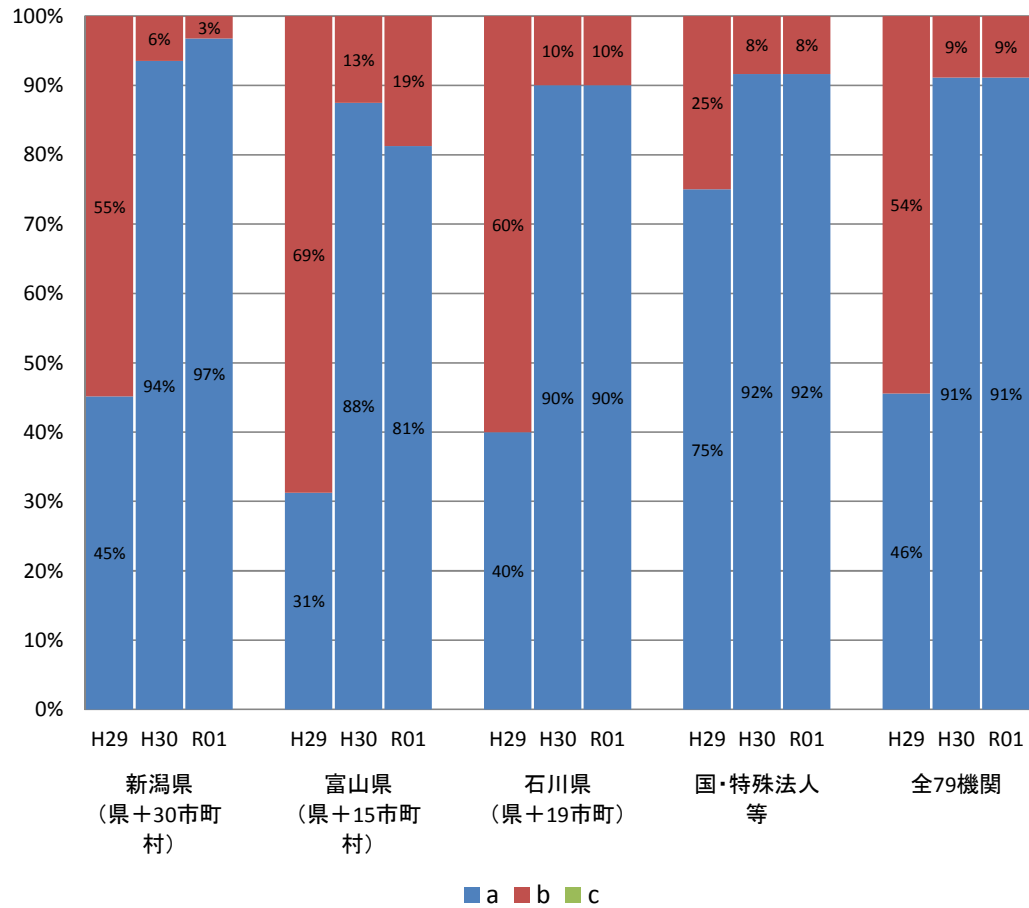
	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
発注段階	① 予定価格の適正な設定 受注者への適正な利潤を確保 適正な工期を前提、最新の積算基準・単価	① 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 （総合評価落札方式の活用）
	② 歩切りの根絶 歩切りは品確法（第7条第1項第1号）に違反、行わない。	② 発注や施工時期の平準化 債務負担行為、余裕期間の設定、繰越（翌債）、発注時期の調整
入札	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等（ダンピング受注防止） 低入札価格調査制度、最低制限価格制度の適切な活用。予定価格は、原則として事後公表。	③ 入札不調・不落時の見積り活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用し予定価格を適切に見直す。
工事	④ 適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用	④ 受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
その他	⑤ 適切な技術検査・工事成績評定等 各種技術検査、工事成績評定制度の活用	⑤ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。
	⑥ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村等支援	
◆ 「⑥ 発注者間の連携体制の構築」については、「各部会、WGの開催」、「発注見通しの公表」で実施している。		◆ 「⑤ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。 ◆ 北陸独自の取組みとして、「工事施工の円滑化4点セット」の活用を項目に追加。

「全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

◎ 適正な予定価格の設定 【H29年度実績・H30年度実績・R01年度目標】

(1) 最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況

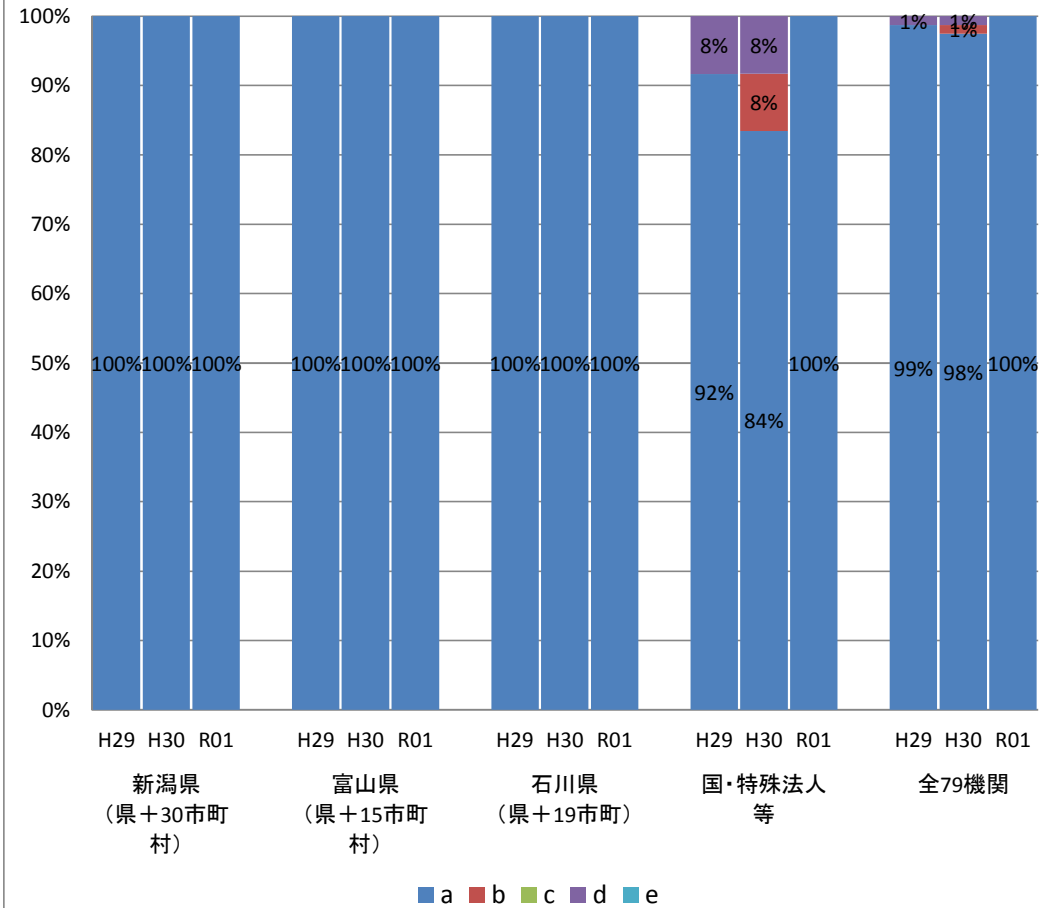
最新の積算基準の適用状況



a : 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の※要領を整備し活用
 b : 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の※要領は整備していない
 c : その他

(2) 単価の更新頻度

単価の更新頻度



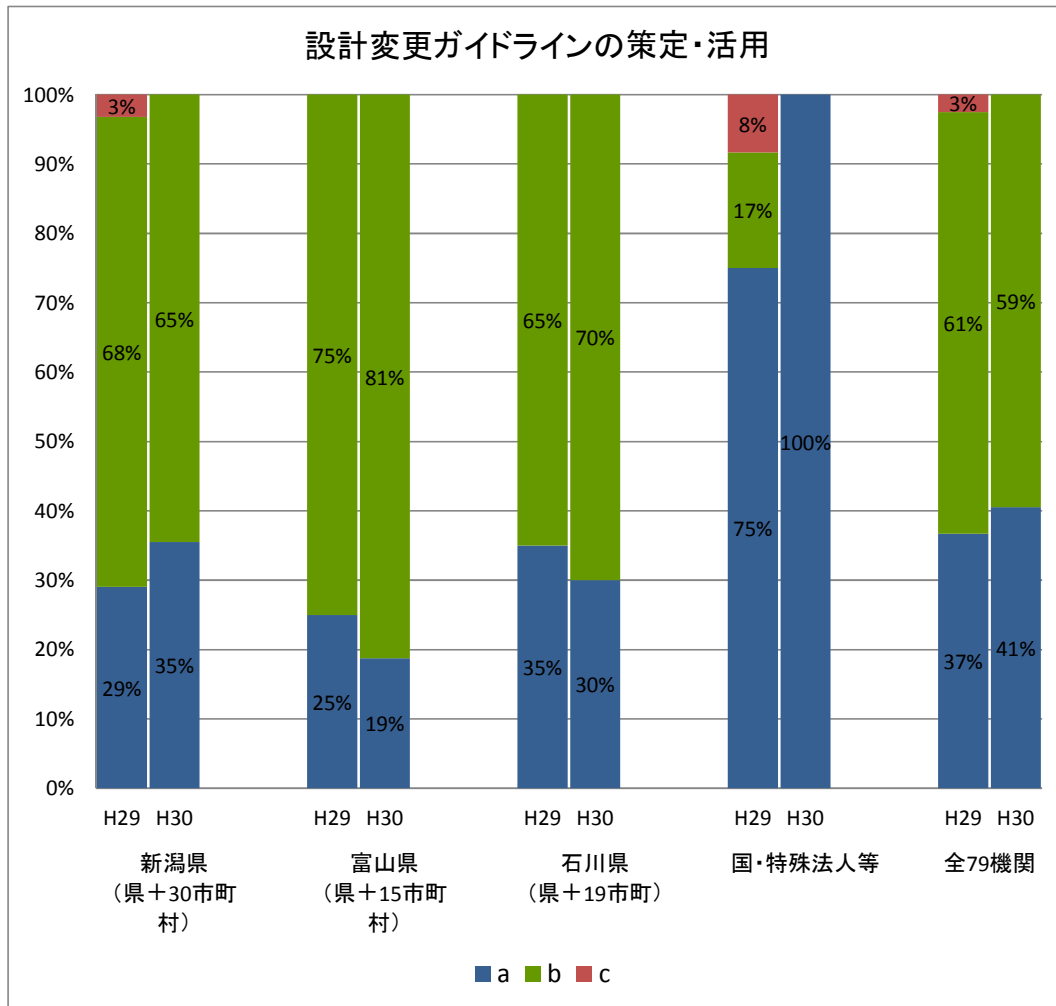
a : 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
 b : 3ヶ月以内
 c : 6ヶ月以内
 d : 12ヶ月以内
 e : それ以上

「全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

◎ 適切な設計変更

(3) 改正品確法を踏まえた設計変更 ガイドラインの策定・活用状況

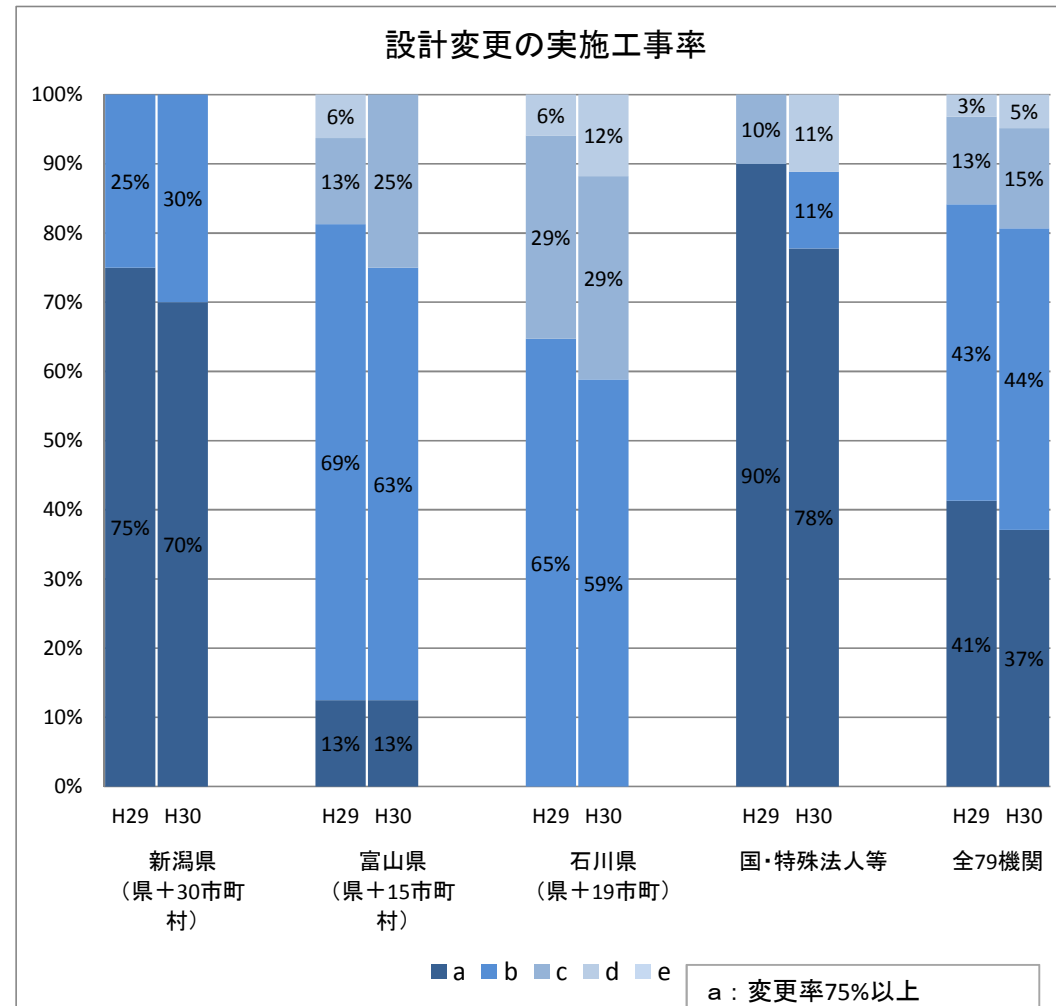
入契法調査（H29調査[H29.03.31現在の状況]・H30調査[H30.08.01現在の状況]）



a : 指針を策定し、活用している。
b : 指針を策定していないが設計変更を実施している。
c : 設計変更を実施していない。

(4) 設計変更の実施工事率

【H29年度実績・H30年度実績】

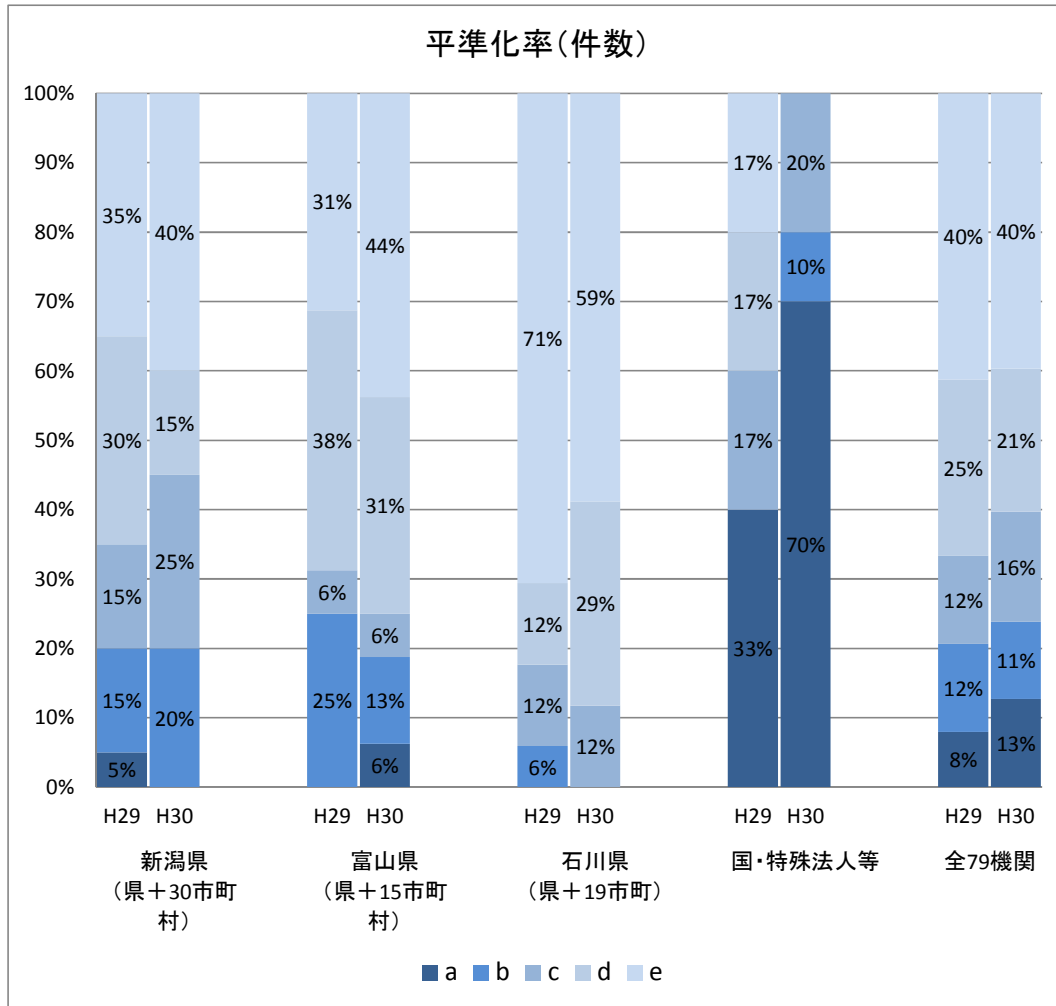


a : 変更率75%以上
b : 変更率50~75%
c : 変更率25~50%
d : 変更率0~25%
e : 設計変更を行っていない

「全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

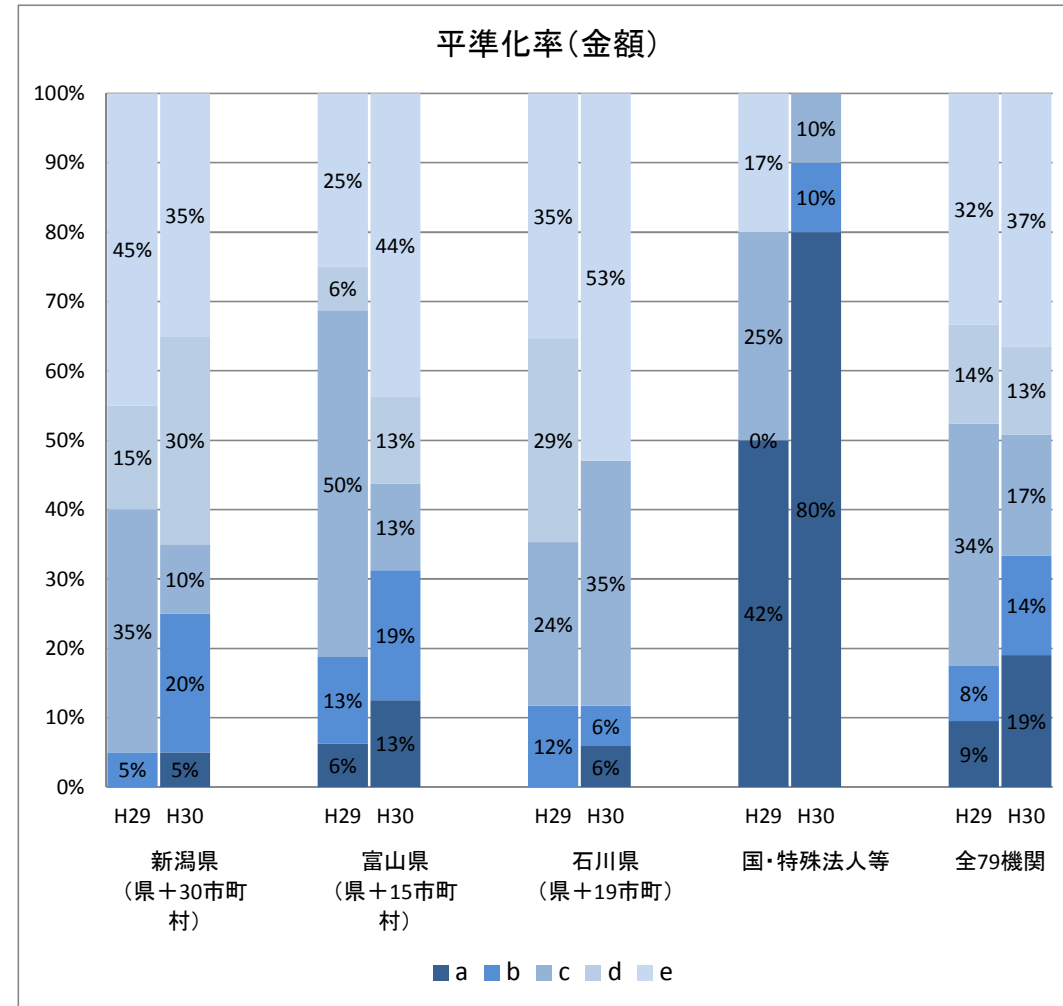
◎ 施工時期等の平準化【H29年度実績・H30年度実績】

（5）平準化率(件数)



a: 平準化率0.9以上
 b: 平準化率0.9~0.8
 c: 平準化率0.8~0.7
 d: 平準化率0.7~0.6
 e: 平準化率0.6以下

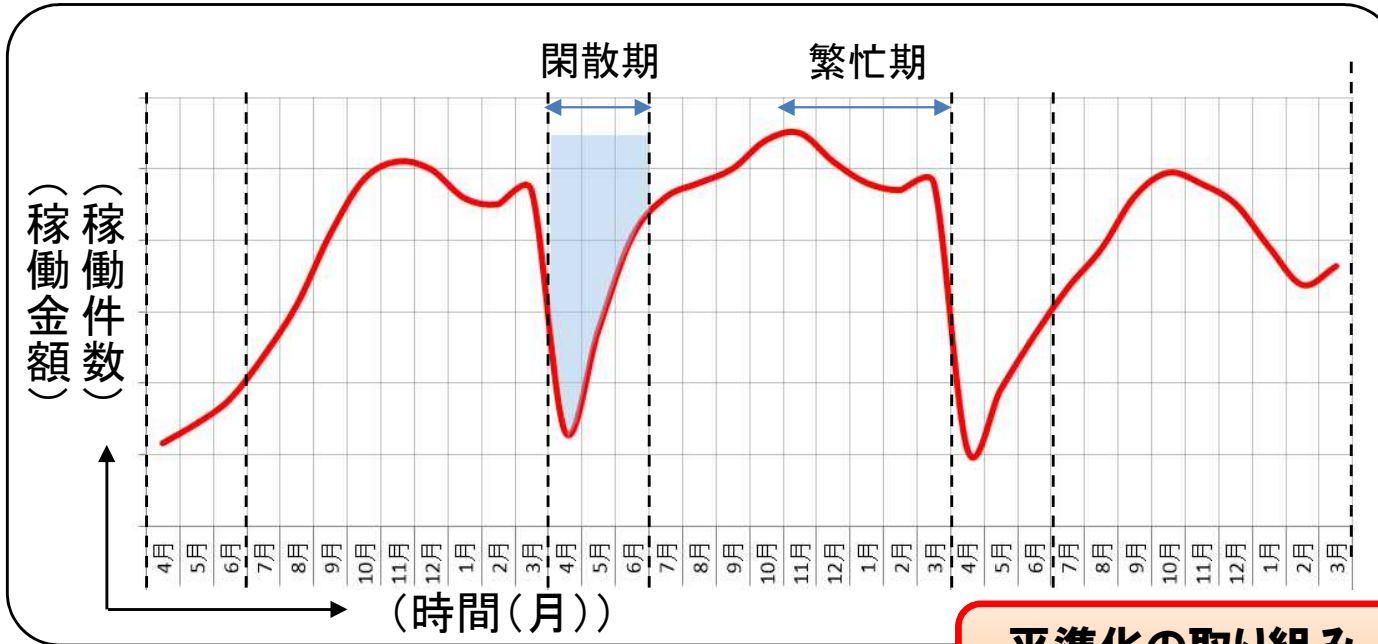
（5）平準化率(金額)



a: 平準化率0.9以上
 b: 平準化率0.9~0.8
 c: 平準化率0.8~0.7
 d: 平準化率0.7~0.6
 e: 平準化率0.6以下

「全国統一指標」の取り組み（施工時期等の平準化）

現状



- ◆ 現状では、4～6月が閑散期、年末・年度末が工期末の工事が多く、繁忙期となっている。
- ◆ 年間を通じた資機材・労働力確保による生産性の向上を図るため、施工時期の平準化が必要。



平準化の取り組み「さしすせそ」

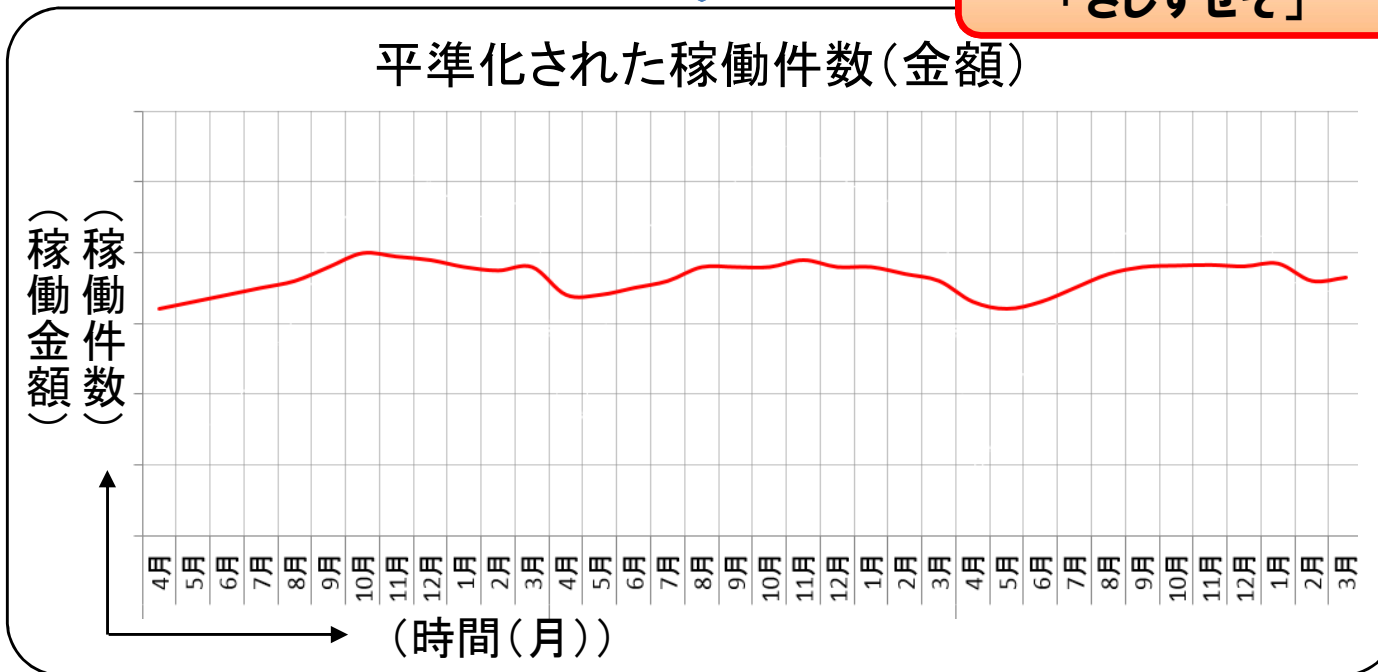
- (さ) 債務負担行為の活用
- (し) 柔軟な工期の設定
- (す) 速やかな繰越手続
- (せ) 積算の前倒し
- (そ) 早期執行のための目標設定

等の活用



- 施工時期の平準化により、
- ◆ 資機材・人材の効率的な活用
 - ◆ 労働環境の改善
 - ◆ 生産性の向上

平準化イメージ



市町村における平準化の取り組み状況「さしすせそ」

- ◆ 地方公共団体における平準化の取り組み状況を指標化。
- ◆ 入契法調査(例年8月頃調査実施)に記入する項目により、分析、公表。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

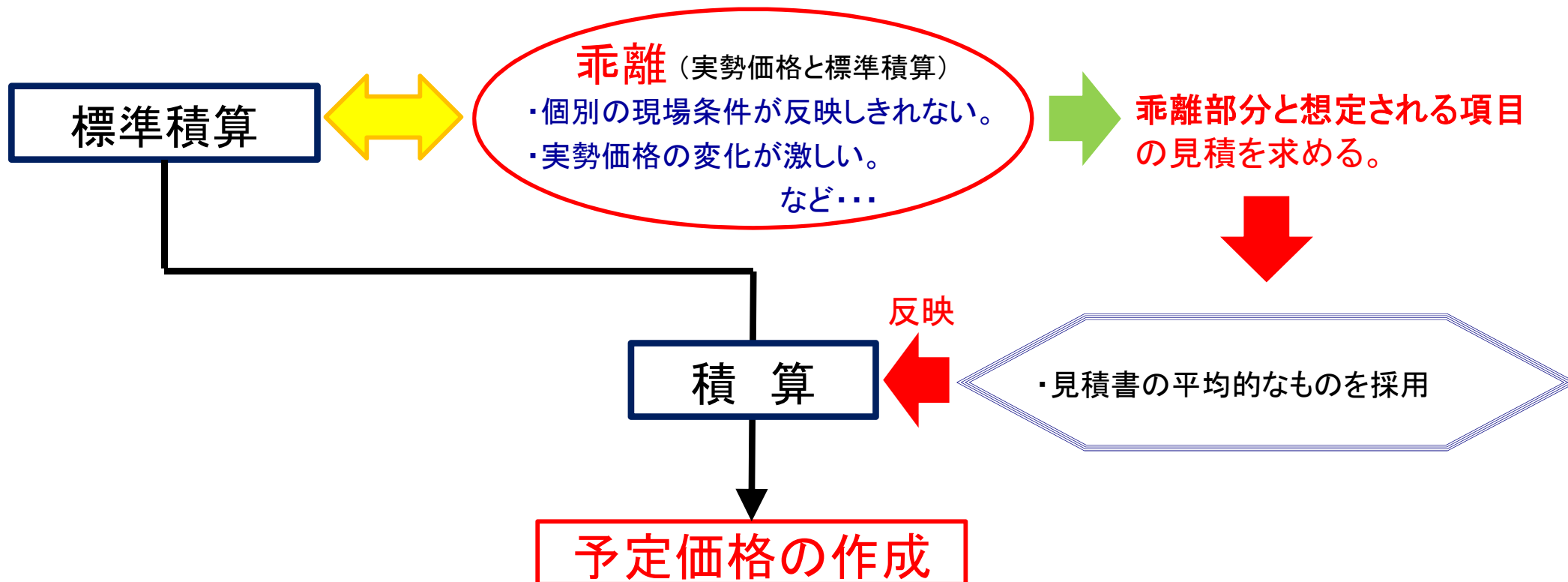
「全国統一指標」の取り組み（適正な予定価格の設定）【見積り活用方式】

◆見積り活用方式

- 発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事、または過去において同種工事に不調・不落が発生するなど、不調・不落となる恐れが高い工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する取り組みを開始

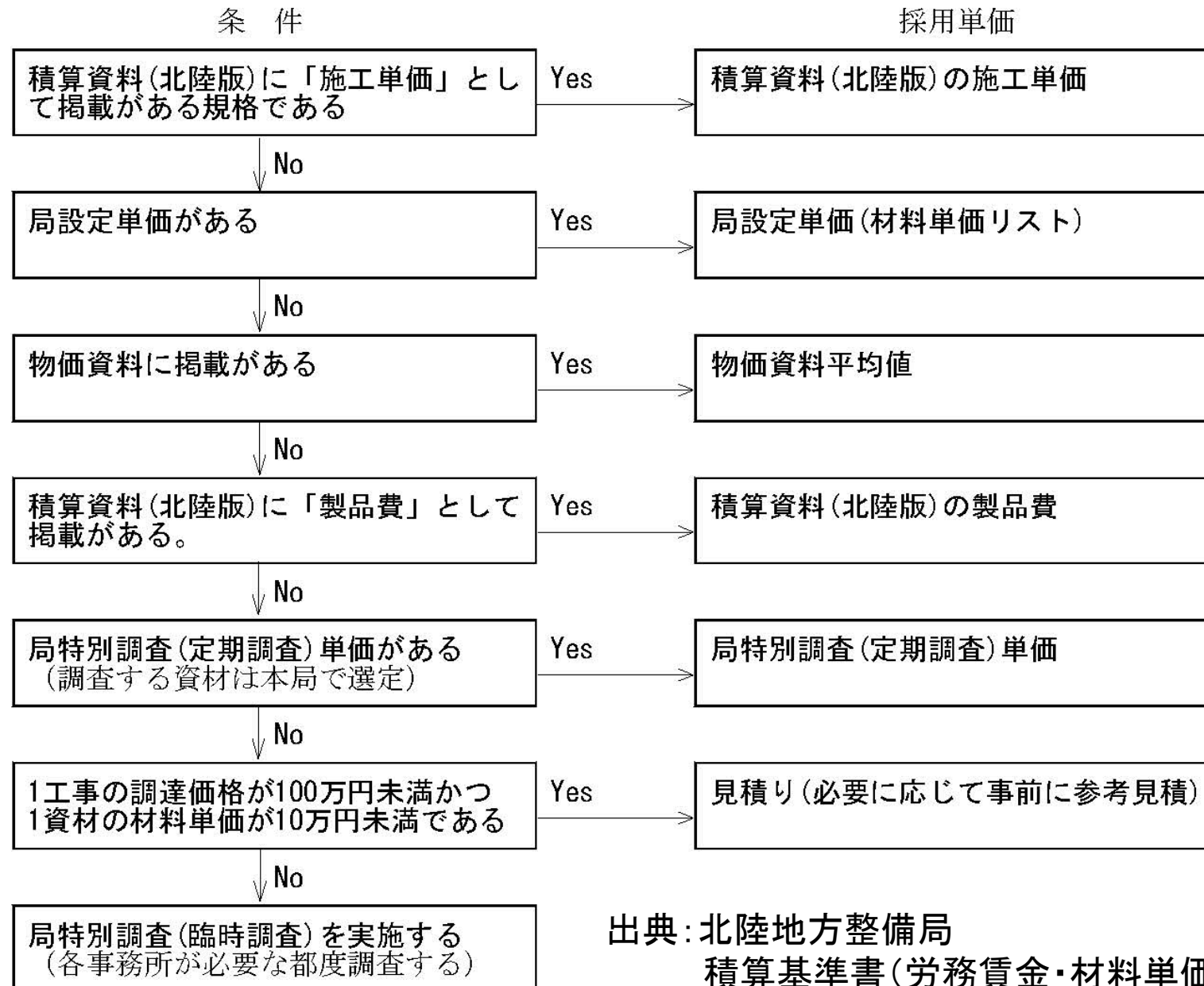
◆対象工事及び工種

- 対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事
- 対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分



「全国统一指標」の取り組み（適正な予定価格の設定）【単価決定ルール】

北陸地方整備局の単価決定フロー



出典:北陸地方整備局

積算基準書(労務賃金・材料単価) 平成31年度

- ◆ 設計変更が不可能なケース
- ◆ 設計変更が可能なケース
- ◆ 設計変更手続きフロー
- ◆ 土木工事設計変更ガイドライン事例集

土木工事設計変更ガイドライン(案)

2 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。
(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合
- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている所定の手続きを経していない場合（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15）
- 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

※協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。

※承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者または受注者が書面により同意すること。

3 設計変更が可能なケース

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

- 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係らず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
(ただし、所定の手続きが必要。)
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
- 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の作業を実施する場合。

ただし、設計変更・先行指示にあたっては留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認し「協議」にあたる。
- 当該事業（工事）での変更の必要性を明確（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途を明確にする。）
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その都度、遅滞なく行うものとする。

5 関連事項

◆土木工事設計変更ガイドライン（案）事例集

○本ガイドライン案の理解を助けるため、工事施工対策部会の構成機関である発注者と受注者において設計変更事例を持ち寄り、「土木工事設計変更ガイドライン(案)事例集」を作成

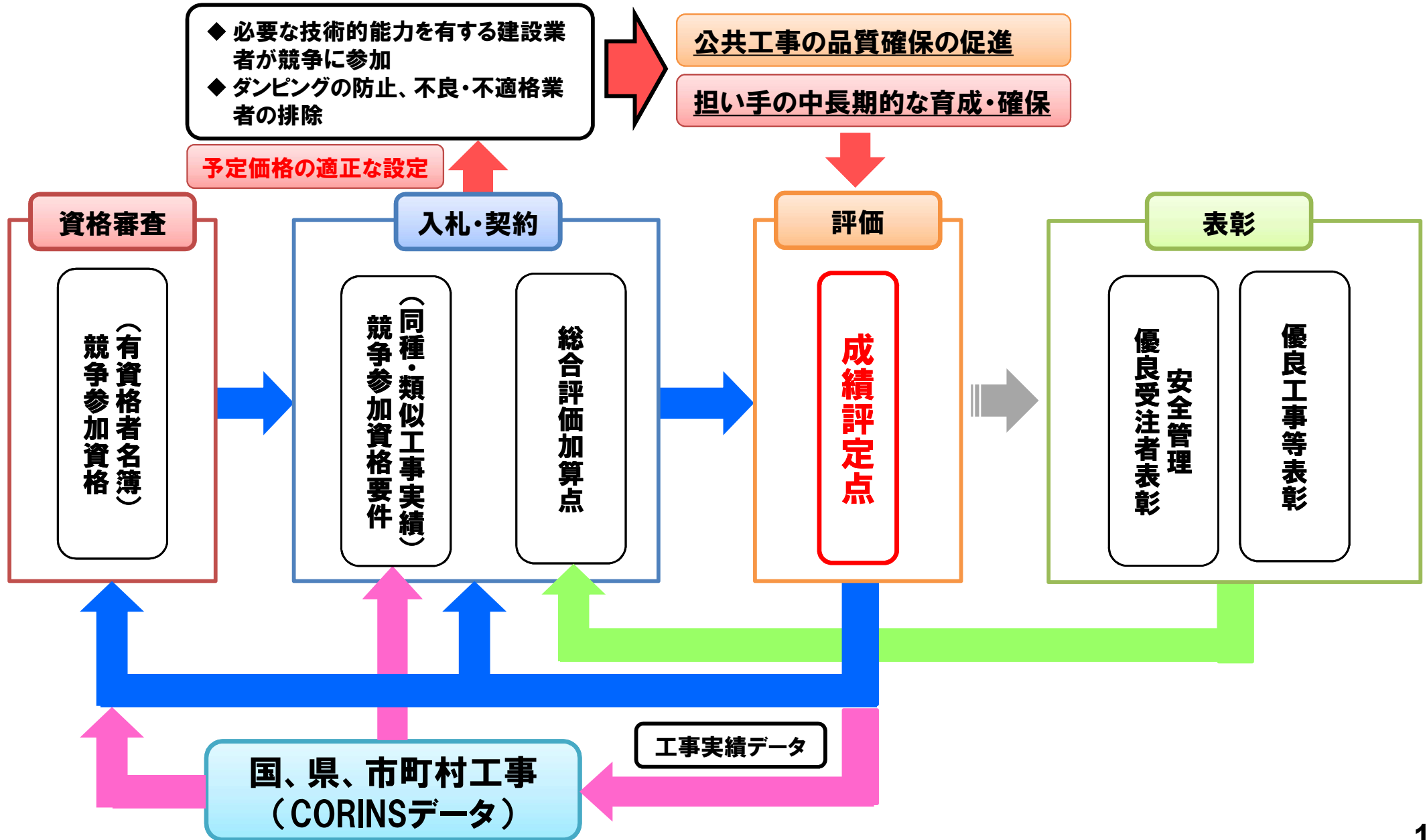
○北陸地方において、実際に発注された工事の「設計変更となった事例」及び「設計変更とならなかった事例」を収集し、計57事例を掲載

- ・設計変更となった事例：45事例
- ・設計変更とならなかった事例：12事例

○平成22年3月より北陸地方整備局HPに掲載
URL：<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>

工事成績評定制度の活用(工事成績の循環)

- 工事成績評定結果や優良工事等表彰は、以降に実施する工事の施工業者選定に活用(総合評価)。
- 総合評価にて価格と品質(実績(技術的能力))が優れた者を決定(ダンピングの防止、不適格業者の排除)。



令和元年度「発注見通しの公表 統合版」

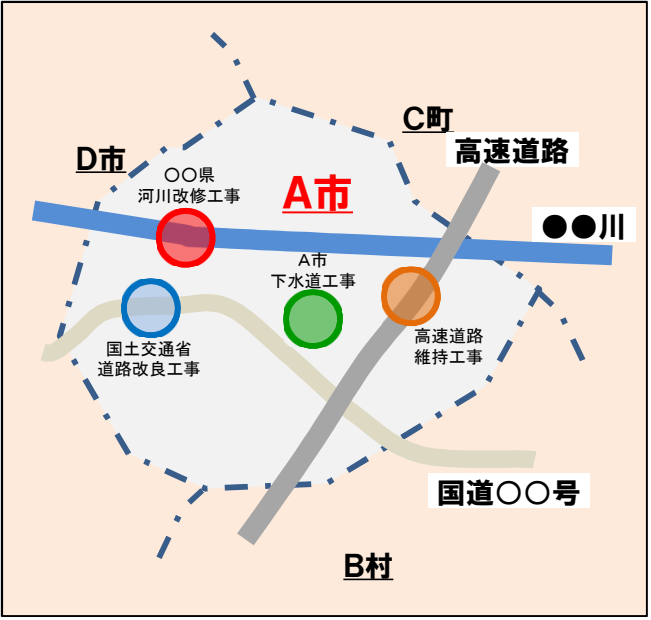
【期待される効果】

- ◆ 各市町村単位で実施される国、自治体等の工事の発注状況が一元化され、特定地域を単位としての施工時期の平準化検討の参考となる。
- ◆ 受注者にとっては、計画的な技術者の配置や資機材の調達の見込みが可能となる。

【今までの動き】

- ◆ 平成28年12月より、試行を開始。令和元年5月末で管内全64市町村、3県、国・法人15機関が参画。
- ◆ 全64市町村統合化に合わせて、HPを分かりやすく改良(整備局HPのトップページのバナーより統合版HPへ移動可能)。

A市内における工事の発注状況 (イメージ)



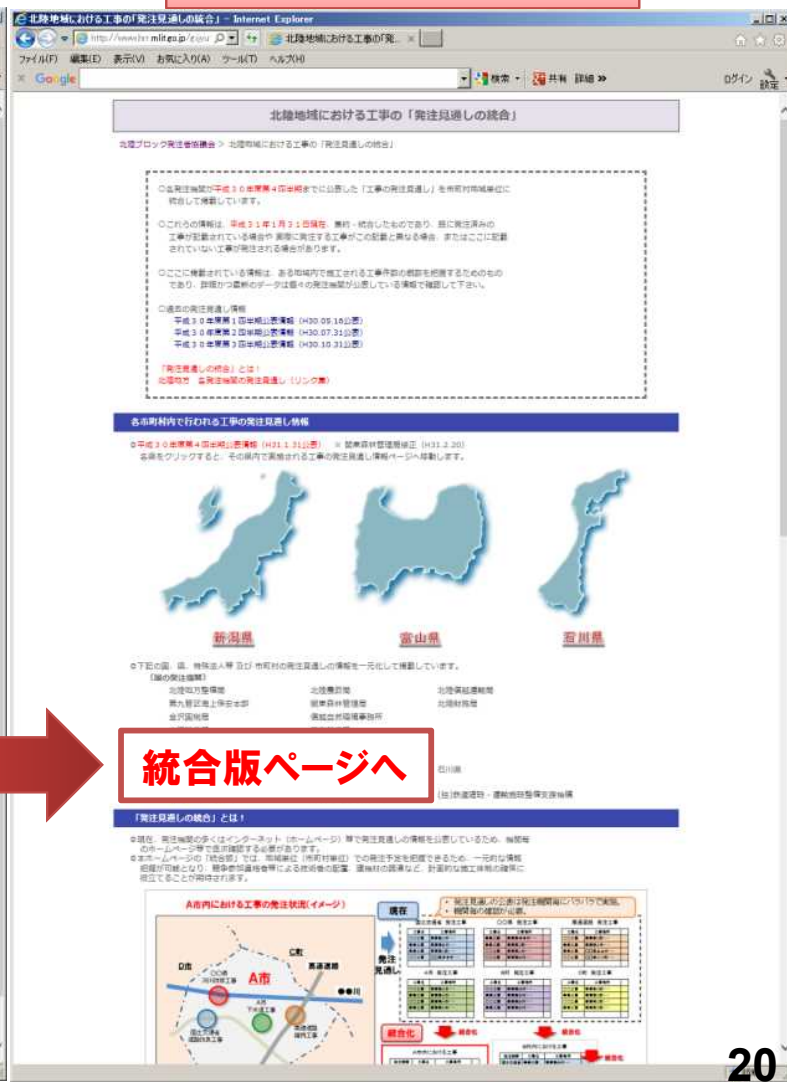
北陸地方整備局HP



発注見通しの公表 統合版

整備局HPのトップページにバナーを追加

「発注見通しの公表 統合版HP」



◆ 統合版HPは、今後も、分かりやすく、より活用できるように改善を図っていきます。